（貸付金及び利率の定義に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（附則第四条第一項において「施行日」という。）から前条ただし書に規定する規定の施行の日（次条第一項において「一部施行日」という。）までの間におけるこの法律（前条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の株式会社国際協力銀行法第十三条第二項の規定の適用については、同項中「貸付金」とあるのは「貸付金（貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）」と、「利率」とあるのは「利率（利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）」とする。

（株式会社国際協力銀行の資産等の帰属する勘定）

第三条　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）は、一部施行日に、一部施行日における会社の資産及び負債並びに資本金、準備金及び剰余金を、これらの帰属に関し必要な事項を定めた計画書において定めるところに従い、附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の株式会社国際協力銀行法（第三項において「新法」という。）第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2　前項の計画書は、会社が、政令で定める基準に従って作成し、財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

3　会社は、第一項の規定により整理した場合には、特別業務（新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。）に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

（株式会社日本政策金融公庫の株式の無償譲渡）

第四条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十二条第一項の規定により同法附則第十八条第一項の規定による解散前の国際協力銀行から政府に無償譲渡された株式会社日本政策金融公庫（以下この条において「公庫」という。）の株式及び政府が株式会社国際協力銀行法附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（以下この項において「旧公庫法」という。）第四条第一項の規定による出資（同条第三項の規定により当該出資により増加する資本金又は準備金が旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に整理されたものに限る。）によって取得した公庫の株式は、施行日に、公庫に無償譲渡されるものとする。

2　公庫は、前項の規定により公庫の株式を譲渡されたときは、直ちに、当該株式を消却しなければならない。

（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部改正）

第五条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「次条各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　駐留軍再編促進金融業務以外の業務

二　駐留軍再編促進金融業務

第十八条の二中「を行う場合には、次に掲げる業務ごとに経理を」を「に係る経理については、その他の業務に係る経理と」に、「それぞれ勘定」を「特別の勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）」に改め、同条各号を削る。

第十八条の三及び第十八条の四を削る。

第十九条第一項中「（第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十二条第一項の表中

第十一条第八号	行う業務	行う業務（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「特別措置法」という。）第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務（以下単に「駐留軍再編促進金融業務」という。）を除く。）

を

第十一条第八号	行う業務	行う業務（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二に規定する駐留軍再編促進金融業務を除く。）
第四条第三項	第二十六条の二及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二	第二十六条の二各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務（駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。）

に改め、同表第二十二条第二項の項の次に次のように加える。

第二十六条の三第一項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
	において、同法	において、会社法
	〜第二十六条の二	〜第二十六条の二及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二
	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
	同条の	これらの
第二十六条の三第二項	第三十一条第一項	駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する第三十一条第一項
	同条第二項	第三十一条第二項
	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
	同法	会社法
	第二十六条の二	第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
	同条の	これらの
第二十六条の三第三項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
	同条	これら

第二十二条第一項の表第三十一条第一項の項及び第三十一条第二項の項を次のように改める。

第三十一条第一項及び第四項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
第三十一条第五項	処分及び	処分並びに
	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務